令和４年度給与改定（第１回）小委員会交渉

①　日　時　令和４年７月２８日（木）１７時１４分～１７時２１分
②　場　所　東京区政会館２０階２０５会議室
③　出席者
（当局）綾部総務部長会会長（江東）、小林人事企画部長、林調査課長、
　　金子勤労課長
（組合）西村副委員長、坂部副委員長、多田書記長、渡辺書記次長、
　　泉田常任中央執行委員、栗澤常任中央執行委員、森田常任中央執行委員、
　　萩原常任中央執行委員、渡辺常任中央執行委員
④　発言要旨
〈当局〉
　それでは、私から申し上げます。
　本年５月の団体交渉において、国の動向等を注視し、検討を進めていくとした、育児休業制度の改正に併せた期末手当及び勤勉手当の取扱いについて申し上げます。
　国家公務員の育児休業の取得回数制限を緩和する改正育児休業法が、本年４月に公布されました。
　この改正に係る人事院からの意見の申出において、「期末手当及び勤勉手当における在職期間等の算定において、子の出生後８週間以内における育児休業と、それ以外の育児休業の期間を合算しない」という取扱いが言及されました。
　これを受け、本年６月に、関係する人事院規則において、承認に係る期間が１か月以下である育児休業の期間については、在職期間等の算定に当たり除算しないとする現行の取扱いに、人事院からの意見の申出における取扱いを加える旨の改正が行われました。
　特別区においても、本年５月に公布された地方公務員の育児休業の取得回数制限を緩和する改正育児休業法の趣旨に則し、育児休業の取得促進を図るため、国と同様に期末手当及び勤勉手当における在職期間等の算定を行うこととします。
　この見直しにより、子の出生後８週間以内における育児休業と、それ以外の期間の育児休業について、それぞれ１か月以下までの承認に係る期間は、欠勤等の期間から除くこととなるため、期末手当及び勤勉手当は１０割支給となります。
　最後に、本改正の実施時期は、本年１２月支給分の期末手当及び勤勉手当からの適用とします。
　詳細は、「期末手当及び勤勉手当の支給に係る育児休業の取扱いについて（案）」のとおりです。

私からは以上です。

〈清掃労組〉

皆さん方から提案のありました、期末手当及び勤勉手当の支給に係る育児休業の取扱いについてですが、国の取扱いと同様の見直しとなっていることから、提案については、これを受け入れることとします。

この際ですから、２点ほど私どもの方から申し述べさせていただきます。

一点目は、就職氷河期世代の採用についてです。

政府は３年間で３０万人の正社員を増やす計画を掲げていましたが、結果はその１割程度にとどまっており、２年間の延長を決めました。

特別区においては、就職氷河期世代の採用は行政職に限られ、我われの再三の要請にもかかわらず、現業職で行われることはありませんでした。

何度も申し上げてきましたが、清掃の職場において、採用が抑制されていた中、職員とともに非正規で各区の清掃事業を守ってきたのは、まさにこの就職氷河期世代の人たちです。現在、各区において採用選考も行われるようになってきていますが、以前から共に働いてきた就職氷河期世代の人達は、採用資格基準から外れてしまい、受験することができません。

即戦力であるこうした人たちに受験の機会を与えるとともに、社会的に求められている就職率の向上に寄与するため、国と同様に、就職氷河期世代の採用を２年間延長するとともに、清掃職場においても行うことを改めて求めます。

二点目は、定年引上げ等に伴う昇任機会に係る問題についてです。

昨年の賃金確定闘争の中で、定年年齢を段階的に引き上げることと、再任用職員の職務の級について退職前と同等を基本とするということが、労使間で妥結しました。労働者人口が減る中で、高齢者の方々に活躍してもらう意味で良い制度だと理解しています。

しかし、この間、区によっては、定年が引き上げられることや再任用職員の職務の級に係る見直しを理由に、統括技能長職や技能長職のポストが空かないとして、昇任選考を行わないとする区があります。

これでは、年齢によって昇任機会を奪われる職員が出るなど、職員の間で不公平感が増し、モチベーションを下げる結果となることは明白です。

組織の新陳代謝を確保し、組織力を維持するためには、全ての職員が向上心を持ち、技術や知識をしっかりと継承していくことが不可欠です。

６０歳超の職員については、賃金も引き下げられており、職務の級が同じとはいえ、退職前と同じ職責を負わせるのではなく、その知識と経験を活かした後進育成や補助的役割として、定数から除外するか、若しくは１未満の定数カウントとして、

昇任機会を確保することを求めます。

私からは以上です。

〈当局〉

期末手当及び勤勉手当の支給に係る育児休業の取扱いについて、妥結のご回答をいただき、ありがとうございます。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮を行った上で交渉を実施しました。